発注書(案)(基本契約無しの場合)

【発注日】2008年8月8日

【発注者】株式会社

開発本部

開発本部長

下記の開発支援業務(以下、「業務」という)に関し、貴社(*********株式会社)より受領した見積書等を検討した結果、貴社(以下、「受託者」という)に業務を委託することを決定しましたが、業務委託契約書の締結に先立ち業務の一部を実施して頂く必要が生じたため、以下の【確認事項】に基づき業務を発注いたします。

記

【試験名】

【試験番号】

【業務名】

【開始日】受託者による業務の開始は、2008年9月1日とする。

【見 積 書】2008年8月1日付 No.********

【確認事項】

- 1. 受託者は、本書、遵守法令及び発注者の指示に基づき、以下の業務を前記【開始日】より実施する。
 - 1

(2)

- 2. 本書取り交わし後、発注者と受託者は速やかに「業務委託契約書」を締結する。
- 3. 以下の発注請日より*ヶ月経過後も「業務委託契約書」が締結されない場合は、発注者と受託者は 協議のうえ業務の継続または中止を決定する。
- 4. 業務委託契約書締結の前に前記【見積書】の前提条件に変更があった場合は、発注者と受託者は、業務継続の可否を含め見積額及び業務内容について協議決定し、再度発注書を取り交わす。
- 5. 以下の発注請日以降に、発注者が自らの事情で業務を延期または中止する場合は、発注者は速やかに受託者に書面でその旨を通知しなくてはならない。
- 6. 前5項において、発注者と受託者は、受託者が発注者より通知を受けるまでに実施した業務の対価 及び受託者が業務を実施するに際し要した必要経費等(以下、併せて「委託料金」という)ならび にその支払い方法等を、前記【見積書】に基づき誠心誠意協議のうえ決定する。
- 7. 発注者と受託者は互いに、ストライキ、戦争、自然災害などの理由、政府機関による法改正他、それらに準じる非常事態に起因する本書に基づく義務の遅滞または不履行に対し責任を負わない。
- 8. 本書の有効期間は、業務委託契約書の締結に至った場合は、以下の発注請日より業務委託契約書を 締結する日までとし、業務委託契約書の締結に至らなかった場合は、以下の発注請日より前6項に 定める発注者から受託者への委託料金等の支払いが完了した日までとする。
- 9. 本書は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。
- 10. 本書の解釈に疑義が生じた場合には、発注者と受託者は誠意をもって協議するものとする。

以上

【発注請書】

上記内容にて業務を受託し、業務を開始致します。

【発注請日】2008年8月9日

【受 託 者】***********株式会社